

審査の結果の要旨

氏名 卡比力江 吾買尔

本論文は 2008 年に発生した中国汶川地震の復興計画に焦点をあて、結果として早期に復興した要因を分析する中で、直前に制定された都市と農村の一体化計画が大きな役割を果たしたことを明確にした。また、都市と農村の一体化計画は単に都市計画上の手法としてだけでなく、2 元化した都市と農村を 1 元化し、3 農問題といわれる農村部の貧困化を解決する政策でもあることが明らかになった。特に、土地の所有が国（都市）と農村（農村共同体）に 2 元化された中で統一的に発展を行うにはこの 2 元化体制を解消する必要がある。その解消の手段を土地の流動化に着目し分析を行った。

本論文は、各論全体 5 章と全体をまとめた最終章から成る。第 1 章では、震災直前における中国都市と農村の一体化制度改革の実態を城郷計画法、農村土地市場体制の視点から、ケーススタディを踏まえ、その実態を分析した上、以下のことを明らかにした。

1) 中国における中華人民共和国城郷計画法（新計画法と省略とする）は従来の都市と農村の二元化構造計画と違い、都市・農村計画の「一体化構造の実現」、「市民参加・専門家参加による都市・農村計画の透明化」、「計画策定プロセス、実施プロセスにおける政治行政行為の制御」にて新規性を持つこと。

2) 成都市全域計画制度のケーススタディ分析から、その新規性と期待性が評価された。

第 2 章では、中国汶川震災復興再建プロセスの運用原理を中央政府復興計画の政策枠組みの視点から、その指針系譜をまとめるとともに、当該政策が復興再建に与えた影響と効果について以下のことを明らかにした。復興計画策定段階における迅速なトップダウン型意識決定による人材派遣制度であり、震災評価、新たな耐震基準の見直し、再建計画手順策定等に人材が割れ当てられたこと。特殊な復興再建財政支援制度であった。その内、中央財政援助制度は再建住宅補助金、インフラ・公共施設、城郷建設、防災減災及び生態保護等非経営性復興建設に限られたものであった。対口資金援助制度は嚴重被害地域の公的施設、インフラ施設、再建住宅復興建設等に限定する再建資金投資であった。

第 3 章では、都江堰市における震災復興計画の施策枠組み、中央政府復興計画の政策枠組みの影響、中心城区構造の再構築の実態を城区住宅再建の視点から、その実現性に支えた城鎮住宅再建施策の系譜をまとめると共に、当該施策が政府型集合再建住宅と自力型集合再建住宅に与えた影響と効果について分析し、

以下のことを明らかにした。

・人材派遣の効果により迅速に市域復興再建計画が策定されたこと。特殊な財政支援により当該市公共復興事業プロジェクト資金が援助され、市域構造の再構築が20年前倒しで実現している。当初政府は中心城区構造の再構築に当たって、中心城区被害者人口をニュータウン地区に移転させる永久性住宅置換制度を導入したが、城郷計画法の公共政策属性の影響を受け、最終は中心城区周辺における政府型集合再建住宅と自力型就地集合再建住宅を法定化されている。政府型集合再建住宅とは、震災前所有権と安居住宅の実物交換制度であり、中心城区における被害者の78%が当該住宅に入居している。この制度によって旧市街地国有土地資源の再開発が期待でき、公的投資によって居民は新築住宅が得られた。今後は公共政策を進化して居民と政府の対立を緩和でき、市域経済社会発展の効果に期待できると考えられる。

第4章では、都江堰市における郷村震災復興計画の施策枠組み、震災直前一体化計画構造の影響、農村新型社区、集中安置再建住宅の実態を四大要素の視点から、その実現性を支えた農村住宅再建施策の系譜をまとめると共に、当該施策が政府型統規統建、市場型統規統建、自力型統規自建に与えた影響と効果について分析し、以下のことを明らかにした。計画策定段階における計画誘導と住宅再建方式農民選択肢等によって震災前郷村計画が調整された。地域特色或いは産業発展を前提とする永久性安置住宅、新型社区、林盤居住等を同行配慮する永久性農民住宅計画であった。震災復興を契機に一体化計画構造が法定化されたと言える。

第5章では、四大要素の複合性の視点から、震災復興計画の短所と長所を考察し、城郷計画制度の是正と妥当性について検討することを行った。その結果を以下のことを明らかになった。

・市場原理の視点から見ると長所は、公的再建プロジェクト援助資金により地方政府再建財政負担の50%以上が減少されたこと。地方政府は土地所有権と実物交換（再建住宅）制度により土地資源自由流動支配権を獲得し、その土地市場利益により公的再建投資リスクが緩和された。被害者は震災前産権（所有権或いは使用権）を資本化して再建住宅を獲得している。産権登録制度により被害者、デベロッパ、政府の産権（物権）が明確にし、多様な利益権限が法的保障されたと言える。短所とは、被害者を迅速に再建住宅に誘導できるが、国有城鎮建設用地の増加と集体土地市場化開発の傾向が強くなり、開発利益最大化を巡る三大利益主体の対立による社会安定悪化の恐れがあり、法人化土地市場価格評価体制の構築が必要となる。

第6章はまとめである。震災直前に制定された城郷計画法により都市部への農民の移住により住宅再建をなし得た。ただし、市場化の馴染まない郊外の多

くの農村部は自力復興によった。農村の解体が産権の確立によりもたらされ、一部は新農村として改変されたものの、大部分が農民でも都市人でもない中間的存在を増加させた。この復興過程において従前期待されていた大規模な変化が中小規模に縮小し、中心部での現地復興への傾向の増加などの変化がみられた。この復興過程の分析は現地の復興を詳細に膨大な資料を基に行われ、かつ多量のヒアリングとアンケートによりもたらされたものであり、有意義な研究である。また、この農村の変化は将来の中国全土での変化の試行としてあり、その評価・結果は大きな影響をもたらすものと思われる。この意味でも本論文の価値は高いものと思われる。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。